

# 平成28年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成28年6月8日(水) 午前9時30分～午後2時20分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	小谷野晴夫	副委員長	○	塚原良子
委員	○	柳田柳太郎	委員	○	高橋芳市
〃	○	野田善一	〃	○	高山利夫

出席6人 欠席0人

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
教育次長	野澤等	健康福祉部長	小口英明
教育総務課長	坪山仁	学校教育課長	海老原忠
生涯学習文化課長	増渕晴美	スポーツ振興課長	北條均
社会福祉課長	山中宏美	こども福祉課長	落合好枝
高齢福祉課長	川俣和子	健康増進課長	大島浩司

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫
議事課副主幹	高山哲二		

○概要録署名委員 柳田柳太郎

○議員傍聴者 中村節子、磯辺香代、村尾光子、石田陽一

○一般傍聴者 2人

1 開会

2 あいさつ 小谷野委員長

3 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 児山城址

議案第51号 平成28年度下野市一般会計補正予算(第1号)【所管関係部分】

質疑・意見

[歳入] なし

[歳出]

**3款1項5目 ふれあい館費**

○高橋委員：ふれあい館の屋根改修について、震災の時に修理していると思うが、その時点では確認できなかったのかを伺う。

●社会福祉課長：震災時の修理は、プールの天井であった。今回は福祉部門の屋根改修になるもので、震災時には修理はしていない。

○高橋委員：当時に確認ができなかったかを再度伺う。

●社会福祉課長：当時、雨漏りはそれほどではなかったと思われる。最近、頻繁に雨漏りがするため、今回修理するものである。

**3款1項1目 社会福祉総務費**

○高山委員：臨時福祉給付金給付事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の対象人数と、事業の流れについて伺う。

●社会福祉課長：臨時福祉給付金給付事業について、対象者は、一人当たり3,000円の7,000人を予定している。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業については、3万円の500人を対象としている。臨時福祉給付金は、消費税が上がった平成26年から政府の事業として実施しているものである。28年10月から来年の3月分までということで3,000円となっている。年金生活者等支援臨

時福祉給付金給付事業は昨年12月に補正でできたものであり、一億総活躍社会の実現に向け賃金引上げの恩恵が低い低年金受給者への支援を行うため、今年度4月から65歳になる方を現在実施しているところであるが、10月から障害基礎年金、遺族基礎年金受給者を対象に実施することになっている。

### 10款 1項 3目 教育研究所費

○野田委員：教育研究所は教育に関する研究機関と見間違えうわけだが、項目を立ててやる必然性があるのかどうか。まさしくこれは、学校教育課の事務事業と思われるが、いかがか。

●学校教育課長：エネルギー教育に関しては、各学校の理科教育に関して教育活動を活性化させる目的もあるため、研究所としての事業としている。

○野田委員：学校教育課の所掌事務であり、あえて教育研究所の事業としてやる必要があるのか。教育研究所としての存在意義があるのか。

●学校教育課長：本市の学校教育の課題や教職員の資質向上等を伴って児童生徒の育成を目指していくための組織として立ち上げているものである。様々な調査研究を行っており、課題、解決策等を研究し、それを学校に返してという形の組織となっている。学校教育課のみでなく、各学校の教職員等も含めて、研究所の研究員であり、学校現場の教職員等を含めて活動をしていくことが、研究をしていくうえで不可欠なものであると考える。

○野田委員：これまでの研究成果をまとめた形の小冊子等は、発刊されているか。

●学校教育課長：年度末に各部門の研究成果をまとめた冊子を作成している。

○塚原副委員長：次回、研究をまとめたものを提出していただければと思う。

### 3款 3項 1目 生活保護総務費

○高橋委員：前年比で生活保護者はふえているのか。そのため、職員の資格認定がたりていないのか。

●健康福祉部長：平成27年3月と本年の3月で比較すると、世帯数で、311と318で若干伸びがある。保護人数では417と425で若干伸びがある。保護率では、6.98と7.16である。県内の状況と比べるとまだまだ低い状況である。

○塚原副委員長：資格認定講座の受講者について伺う。

●社会福祉課長：生活保護の訪問調査をするうえで、社会福祉主事の資格が必要になる。今回の人事異動により、資格を有しない2名が対象になる。

- 塚原副委員長：大変な仕事なのに3名が新任である。やりきれぬのか。
- 小谷野委員長：人事に関しての発言は難しいと思う。
- 社会福祉課長：課内4グループあり、課内で半数以上が異動になっているため、課内での調整も含め今回このような形になっている。
- 塚原副委員長：生活保護は他の部署と違うところだと思うので、大変であると理解した思いでの発言である。
- 健康福祉部長：職員の総枠は総務人事課で配置をし、その枠の中で課長が中心になって配置をしている。今回市では専門職である社会福祉士を1名、採用している。この者は他の機関でケースワーカーとして実務を踏んでおり、5名のうち3名は経験を踏んでいると理解した。体制としては、主、副及び主任クラスを含めた都合3名体制で最終的な判断をすることになっている。厳しい面は多々あるが、何とかやっていきたい。
- 野田委員：生活保護の事務担当には、以前は県からの出向者が1名いたと思うが、現在は市職員5名体制ということか。
- 社会福祉課長：現在は市の職員のみである。
- 野田委員：県からの出向者を受けた原因と必要がなくなった要因を伺う。
- 健康福祉部長：10年前に3町が合併して下野市となったが、それまで福祉事務所を備えていなかった、またケースワークの経験もないということで、合併協議の中で、県へ指導をお願いしたということである。他の自治体においても、町と町の合併の場合はこういった事例があると思うが、2年経ってそれなりのノウハウを得たということで、県に戻ったということである。
- 野田委員：了解した。
- 柳田委員：生活保護世帯への家庭訪問は、どのくらいの頻度で行っているのか。
- 社会福祉課長：頻度はわからないが決まりがあって、内容によって半年に1回とか、そのようになっている。
- 柳田委員：決まりがないということは、定期的にはやらないということか。
- 社会福祉課長：先ほど申し上げたように、その方の内容によって半年に1回とか、そのようになっており、金銭面等、本人の状況を随時調査し、実施している。
- 柳田委員：乗用車を持っているとか、オートバイを乗り回しているという話も

聞くので、十分訪問して的確にやっていただきたい。また、1年間で7名増えたということであるが、これは本人申請によるものか、それとも誰かが紹介したということか伺いたい。

●社会福祉課長：本人申請に基づいて実施している。

○柳田委員：了解した。

○野田委員：生活保護の相談や申請をしたが受給には至らなかった、これを仮に受給率と言うと、近隣市町に比べて下野市は受給率がかなり低いが、その要因について伺う。

●健康福祉部長：野田委員がおっしゃるのは保護率と言ひ、1,000人あたり何人いるかという割合である。下野市は本年3月で7.16%である。合併当時、平成18年1月10日時点では2.87であり、それからでは2.5倍になってきている。宇都宮市は16.86、県平均は町村を含んだ平均で10.99、国全体の平均17.1という状況であり、下野市はかなり低い状況である。生活保護の場合は、低価格の貸家が存在するところに多いとか、駅のそばにそういう建物があると多いとか、ある程度の傾向がある。合併前の旧町の状況を見ると、南河内町ではほとんど保護世帯がなく、石橋駅周辺と小金井駅周辺に比較的多かったという傾向がある。生活保護を受けている場合は、原則的に車等を持ってないので、公共交通機関が利用しやすく、安価なアパートが多い、そういうところに集まってきやすいと考えている。

○野田委員：下野市の保護率が低いということは承知している。先ほど聞いたのは、生活保護の相談や申請をした人のうち、受給するに至ったパーセンテージが、下野市は周辺市町に比べて格段に低いのはどういうわけか、ということをお聞きしたのだが。

●健康福祉部長：手持ちのデータがないので、時間をいただければ調べることが出来る。

○小谷野委員長：24日に事務事業の説明等があるので、その時までには用意をしていただくということによろしいか。

○野田委員：はい。

## 10款 2項 2目 教育振興費

○高山委員：石橋小学校教育振興事業について、当小学校だけ補正計上した理由を伺う。

●学校教育課長：石橋小学校に図書費をとの理由により、市民の方から寄附があったためである。

#### 10款 6項 1目 保健体育総務費

○塚原副委員長：高藤選手のオリンピック出場の快挙は、子供たちに夢と希望を与えることであり、市の誉れである。スポーツ振興事業において高藤選手後援会の補助金が計上されているが、どのように活用されるのか。

●スポーツ振興課長：市を挙げて応援活動一壮行会や報告会など一が必要であると考え、市と後援会が一体となり取り組むことが必要と判断した。その結果、広報事業でポスターやのぼり旗、懸垂幕などの作成費、壮行会や報告会の開催事業でお茶代、看板作成費などである。総計で60万円となり、2分の1として補助金を30万円計上した。

○塚原副委員長：本市にとって初めてのことなので、計画を立ててこの金額になったと思うが、上三川町では町がいろいろなことをしていると聞く。ほかに何かあれば、市としても援助をしていただきたいと思うので、そのあたりを調査していただければと思う。

●スポーツ振興課長：近隣では後援会に対して市町から多額の補助金が出されている。東京五輪を見据えて今後考えていきたい。

○高山委員：後援会会員は300人くらいか。

●スポーツ振興課長：個人会員は1口1,000円で約300名、団体会員は1口5,000円で60団体である。会員数がふえるよう努力したいと思う。

#### 10款 6項 2目 体育施設費

○塚原副委員長：大松山運動公園拡張整備事業の減額の理由を伺う。

●スポーツ振興課長：用地取得については27年度28年度の2か年で実施することとしている。27年度に予定していた地権者1名に相続手続きが発生したが、2月に登記され3月に契約した。27年度予算で執行したため28年度予算に計上した当該分を減額した。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第53号 下野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

質疑・意見

- 高橋委員：義務教育学校とあるが、その説明を。
- こども福祉課長：小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校である。
- 高橋委員：小中一貫校ということか。
- こども福祉課長：市内にはそのような学校はないが、学校教育法の一部改正により学校の種類として規定したものである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

請願第1号 児山城址史跡 保存整備の請願

請願提出者による趣旨説明

- 提出者：一つ目として県の指定は内堀を含む本丸のみであるが、外堀も一部残されており、その部分を市文化財保護条例に基づき文化財指定をされたい。あわせて県教育委員会に諮って県文化財の拡大指定をされたい。県文化財保護条例については、管理に関する財源の補助はないと記されている。現状では、無指定のため一部伐採され残材が野積みされている。二つ目として、私有地であるとして市行政の関与がほとんどされていない。倒木やそのおそれがあるとして地権者の要請を受けて伐採しているが、その残材は堀内に残置されているため景観が悪化する一つの要因となっている。文化財としての市の管理をお願いしたい。また、市行政は県指定に伴い案内板や本丸までの誘導路を整備しているが、一方では安全管理が不十分なため、樹上の枯れ枝や幹が落下して万一見学者に当たりけがをしたときには地権者でなく市行政に安全管理義務違反が問

われることになるのではないかと考える。文化財史跡としての見地に立ち、中途半端な関与を見直していただきたい。三つ目として、市行政はグリムの館、星宮神社と包括的なエリアとして認識し、今後の市政のマネジメントに生かしていただきたい―地域の活性化に繋げていただきたいと思う。四つ目として、児山城の管理体制が構築された後は、市内幼稚園児の自然保育の場に、または小中学生の中世歴史教育の場として活用されたい。なお、来週古山小学校で2年生が児山城で郊外授業を行うと伺っている。

#### 請願提出者・紹介議員への質疑

○高橋委員：整備について、現状のまま残すという形か。

●提出者：中世期の城をコンクリートで固めてしまったり、現代的な工法で保存している所もあるが、現在の形態を残すということがよいとおもう。市民団体でも伐採した杉の木を土塁の横に這わせて土留めをしているが、そういう感じがいいのかなと思う。

○野田委員：要旨では市有地化するとの文言があるが、地権者の意向を踏まえたうえでこのような要旨となっているのか。

●提出者：市民団体がやっているが、事前に地権者の承諾をいただいて立木の伐採をしている。市有地化されなくても承諾を得て活動しているので、行政も地権者と協定書など何らかの取り交わしを結べば可能なことかなとは思っている。

○野田委員：児山城址は非常に素晴らしい状態である。伐採されているところもあるが。

●提出者：未指定の場所は伐採してソーラーパネル等を設置されたとしても、どうしようもない。未指定の部分は市の文化財指定をするか、県に拡大してもらうか、網掛けをしないと守られない状態になってしまう。

○高橋委員：中だけ県指定になった経緯は分かるのか。

●提出者：50年以上前のことなので外堀が外れた理由は分からない。堀が残っているので、それを一体で文化財指定にしてもらいたい。

○高橋委員：市の用地としなくても文化財指定の網掛けをしてもらえればという考え方なのか。

●提出者：そのとおり。市の文化財保護条例を読むと、何らか税金を使って管理

ができる。ただし、地権者がその土地を売る場合は、今まで掛けたお金を市に返済していただくという条項となっている。県は財源に関することはうたっていない。指定後に荒廃して文化財的価値を失えば指定解除をするような内容である。

○塚原副委員長：市有地化は特に望んでいないということであれば、請願要旨の文言は割愛しても構わないということか。

●提出者：究極の選択とすれば市で買い上げてもらうことが一番よいが、なかなか難しいところもあると思うので。

○塚原副委員長：法律的なことについては、事務局から説明を受けたいと思うが、県にはアプローチをされたのか。

●提出者：まだアプローチはしていない。県は本丸を指定し外堀部分は未指定であるが、その部分を含めて兎山城という形態なので、その部分を市で文化財指定をしていただきたいと。市から県に拡大指定をしていただきたいのであれば、市のほうから働きかけをお願いできればと思う。

○塚原副委員長：市が働きかけをするべきものなのか。

●提出者：市の文化財委員会—教育委員会が文化財の指定に当たっているので、当然に思う。

○塚原副委員長：要は指定をしていただければ、それでいいと。

●提出者：とりあえず網掛けはできるかなということである。

○小谷野委員長：私有地で農作物に日が当たらないという理由で伐採されたと伺っている。きょうも現地調査をした。いろいろな方法があると思うが、十分検討しながら進めたいと思う。

○柳田委員：未指定の部分も同意は得ていると。

●提出者：承諾を得て活動している。

○高橋委員：後継者がやらないということもあるのか。

●提出者：地権者も高齢となり自分たちではどうにもならないと。我々がお願いに行ったら待ってましたという状態で承諾をいただいた。県の文化財指定を受けているのでどうすることもできない状態だが、誰かが管理をしていかなければならない。

○柳田委員：ボランティアの方たちが集まって、人材的にも管理体制は大丈夫な

のか。

●提出者：5人で立ち上げたが、地元の下古山地区に募り同地区で25名、ほか20名の45名が協力会員となっている。5月と6月の2回、それぞれ20人ほど集まっていた。

○塚原副委員長：文化財指定をすることによって二つ目以降の要旨について何を求めているか。

●提出者：市が文化財指定をすれば、税金を使うことも可能となるが、まずは網掛けをしてもらいたい。一体的になって初めて兎山城としての価値が存続されると思うので。

○塚原副委員長：適正管理をするということは、市が市の税金で管理すること求めているということか。

●提出者：市の文化財保護条例にはその旨記載されているので、当然である。

○塚原副委員長：市に管理を求めるに当たり、費用的な試算はされているのか。

●提出者：試算はしていない。専門業者に頼むか、シルバー人材センターに頼むか、頼む先によって変わってくると思う。

○高山委員：兎山城周辺の指定されていない区域を市の文化財指定にさせていただきたいということで、ほかの要旨については指定が決まってからの話になるかと思うが、とりあえずは市の文化財指定にさせていただきたい、できれば県に上申して県の指定を受けたいということだと思うので、理解した。

## 意見

○高橋委員：今年度230万円の調査費用が出ている。市でも文化財の調査をして、それから指定をするという考え方があるのかどうか。土地は買わなくても文化財の指定をしてくださいということなので。市も考えているのかなという気もする。

○小谷野委員：分からないが、おそらく測量もできていない状態だと思う。測量もやってみないことには何とも。スタートするための予算計上なのではと思っているが。そのあたりについて教育委員会にしっかりと聞くべきだとは思う。

○野田委員：本年度予算で計上されているが、これは入り口調査のような形で、発掘調査や文献の調査等が行われる。教育委員会では発掘調査終了までに最低

でも5年以上の期間が予想されるということだが、5年以上かけて発掘調査をして、さらに文献の調査等をするとなると非常に時間がかかる。文化財行政は事実即して丁寧に積み重ねていかなければならないとは思いますが、いささか冗長に過ぎると思う。現に伐採されているということで、ある意味憂慮すべき事態があるのでもう少しスピーディーに事を進める必要があるのではないかと思う。文化財行政については分からない点もあるが、そのあたりも加味していく必要があるのではないかと思う。

- 小谷野委員長：指定をしていく上で発掘調査が必要ということだと。
- 高橋委員：発掘調査をやらなければ文化財指定ができないのか。現状維持で網をかけてくれという話なのだが。
- 野田委員：市の文化財指定はそれほどハードルが高いのかなという感じもするのだが。おそらくそれほど高くないと思うが。
- 高橋委員：発掘調査の予算が計上されているので。
- 小谷野委員長：とりあえず測量から手をつけると思う。
- 野田委員：予算計上されているということは、執行部としてもゆくゆくは兎山城址の史跡保存を視点を置いていることと思う。文化財審議会の審議の場で文化財指定に向けて俎上に載せるためのプロセスと考えられる。
- 塚原副委員長：今年度予算には下野市歴史文化基本構想の策定事業があり、おそらくこれが検討されると思われるが。そのための発掘調査かどうか分からないが絡んでいる部分もあるので、市が今後どのように進めていくのかははっきり分からないと私たちも明確なところを出しにくいのかなと感じる。
- 小谷野委員長：史跡文化財の価値が分かっていないのだと思う。それを調査してということだとは思う。
- 塚原副委員長：まずは基本構想を策定しなければならない。そこから具体的にやっていくのかなと思うが。そのように新年度予算からは推定されるが、それも市からしっかりと聞かないと、安易に発言することは難しいと思う。
- 高橋委員：公有化しなくとも文化財指定の網をかけてくれということだが、市ではどのような理由で予算を計上したのか聞いてみたい。
- 小谷野委員長：文化財の価値が分からない状態が一番困るので、その辺の測量調査から始めていくというのが今年度の予算だと思う。たしかに5年も6年も

かかるというので、もう少しスピードをと求めていくことはできると思うが、教育委員会とも少しじっくりと一。

○高橋委員：24日に質問できないか。

○小谷野委員長：24日に事務事業説明があるので、その時にできると思う。

○高山委員：調査費用の予算は、要望があって計上したのではなく、保存整備策定の計画がありその一環として一請願とは別の考え方でやっている。請願では未指定の地域に網を掛けてもらいたいということなので、やはり教育委員会とも意見交換しながら一どういう計画なのか、それらを踏まえて委員会としても見出していかなければならないと思う。きょう出たからきょう結論を出すということではなく。

○柳田委員：請願も出ているし、市の予算も計上されているので同じ方向に向かって進んでいるという感じも受ける。その方向で進んでいけばいいと思う。

○高橋委員：市で買い上げる目的で予算を組んでいるのか、すぐに網掛けができるのかどうか、市に確認したい。この場で網掛けできます、すぐにしましようというわけにもいかないと思うが。文化財はどういうふうにやっていくのか市から説明を聞いてみて判断をしたい。

○高山委員：請願の趣旨は分かったし、執行部の予算も組んである。前向きな考えで臨んでいるような感じもするので、教育委員会とよく意見交換をしながら結論を見出していくためには継続して審査したほうがよい。

(継続審査をとの声複数あり)

協議の結果、継続審査申出をすることに決定した。

附帯意見 なし

#### 4 その他

—省略—

閉 会